

労働保険事務組合のご案内

労働保険とは？

労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称で、従業員を1人でも(パート・アルバイト含む)雇用している場合は加入しなければなりません。

労災保険

労働者の方が工作中や通勤途中に起きたことが原因でケガや病気、障害または死亡した場合に保険給付を行う制度。

<加入対象となる労働者>

パート、アルバイトを含むすべての労働者が対象です。



雇用保険

労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的とした制度。

<加入対象となる労働者>

週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用が継続される見込みの労働者が対象です。

パート、アルバイトの方も上記の条件を満たした場合は加入しなければなりません。

労働保険の事務委託とは？

労働保険事務委託をいただくと、事業主様に代わって労働局や管轄のハローワークなどへの書類提出、労働保険に関する事務手続き、申告、納付の事務を代行します。

また、事務組合に委託することで事業主の方も労災保険に特別加入することができます。

●事務組合委託のメリット●

1. 従業員の方の入職、退職等の雇用保険手続きを代行

入職、退職時に発生する雇用保険事務手続きを代行します。
事務組合で書類を作成し、ハローワークへの提出も行います。
また、その他被保険者に関する雇用保険事務を行います。

●その他事務組合で行う被保険者に関する手続き

- ・被保険者の氏名変更手続き（※退職手続き、受給資格確認等と同時手続きになります）
 - ・育児休業給付の受給資格確認
 - ・高年齢雇用継続給付の受給資格確認
- ※事務組合では、育児休業給付等の給付に関する事務を行うことができないため受給資格確認のみとなります。

2. その他の書類提出に関する事務を代行

新たに労働保険に加入する際の手続き、医院の名称、所在地、事業主等に変更があった場合の事務手続きを代行します。

※印紙保険料に関する事務並びに労災保険および雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれます。

3.労働保険料の申告手続きを代行

毎年の労働保険料の申告と納付を事務組合が代行します。

また、当事務組合では毎年の保険料納付に備えた「積立金」制度がございます。

毎年7月から翌3月までの9か月間の積立で、一度に納付する保険料等の負担を避けることができます。

4.事業主の方も労災保険に加入できます。「特別加入」制度

通常、労災保険は労働者の方が対象の保険で事業主の加入はできません。

しかしながら、事務組合に委託することにより、労災保険に「特別加入」という制度で加入することができます。

※加入の際は、事業主の方を含め当該事業所の業務に従事する家族従事者、役員等の労働者以外の方も包括加入となります。

●事務手数料について

本事務組合では、事務組合の運営のため、以下の通り手数料を徴収致します。

項目	金額	適用	
初回料金	医院の使用労働者数により算出した金額。	新規委託があった場合	1、2、3月の新規委託に対しては、当年度の例年料金をサービスと致します。
例年料金 (年度更新料金)	医院の使用労働者数により算出した金額。	毎年1回	
随時料金	随時作業の行政官庁に届出を要する 作業1件当たり@1,100円 (税込)。	その都度	

●事務委託手続きの流れ

まずは、労働保険事務組合にご連絡ください。

手続き書類及び資料を郵送にてお送りいたします。

新規開設の事業所につきましては、従業員の方との雇用契約開始日が委託開始日となります。

労働保険よくあるご質問



Q.パート従業員を雇いました。
雇用保険の加入は必要ですか？

A. 週の所定労働時間が 20 時間以上で、
31 日以上の継続雇用見込みの従業員の方は
加入手続きが必要です。

Q. 当院は、週の労働時間が 20 時間未満の
従業員のみです。
労働保険の加入はしなくてはなりませんか？

A. 週の労働時間が 20 時間未満の方も
労災保険は適用されますので
労働保険の加入手続きが必要です。

Q.労働条件通知書は必要ですか？

A. 必要です。
労働者を採用した際は、賃金、労働時間
その他労働条件を明示する必要があります。

事務委託のお問い合わせは

〒950-0982 新潟市中央区堀之内南 3-8-13

労働保険事務組合新潟県歯科医師会

TEL:025-283-3030 FAX:025-283-6692

